

平成29年度 第2回山口県県民活動審議会

会 議 資 料

資料1 「山口県県民活動促進基本計画」の第3次改定について

資料2 山口県県民活動促進基本計画（第3次改定版）骨子案の概要について

資料3 山口県県民活動促進基本計画（第3次改定版）骨子案

<参考資料>

- ・山口県県民活動促進基本計画（第2次改訂版）
- ・山口県県民活動促進基本計画（第2次改訂版）概要版

「山口県県民活動促進基本計画」の第3次改定について

1 改定趣旨

現行の第2次「山口県県民活動促進基本計画」（H25～H29）を見直し、第3次基本計画を策定

2 計画の位置づけ

「山口県県民活動促進条例」に規定する県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画

3 改定のポイント

（1）県民活動を巡る情勢の変化や国の制度改正等に対応

- 「地方創生」「共助社会づくり」の推進
- 寄附に対する期待の高まり
- 休眠預金を民間公益活動に活用する制度創設（休眠預金等活用法定）
- 新たな社会的投資手法の登場（社会的インパクト・ボンド等）

（2）県民活動の課題を踏まえ策定

- 県民参加のきっかけづくりと県民活動の裾野の拡大
- ソーシャル・ビジネスの振興
- 大学等の高等教育機関との協働推進
- コーディネート機能の強化と協働推進の環境づくり
- ボランティアの確保（マッチング）の推進

（3）本県独自の「舞台」を活用した県民活動の活性化

- 「あいかさねっと」の利用促進
- 山口ゆめ花博との連携と成果の継承

（4）基本目標と施策の基本方針の改定

- 基本目標：現行：“輝く、夢あふれる”⇒改定後：“活力みなぎる”
- 基本方針：現行：4本柱⇒改定後：3本柱
- ※「『人財力』『県民力』の向上に向けた県民活動の一層の促進」を整理・統合

（5）「評価指標」を新たに設定

4 策定スケジュール（予定）

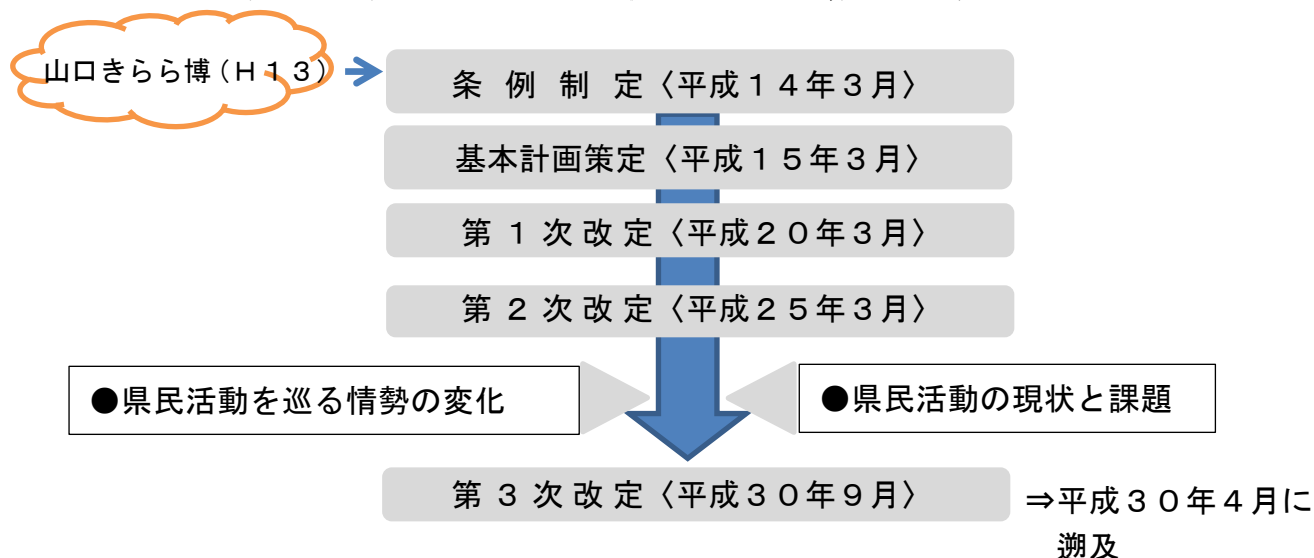
- | | | |
|--------|----------------------------|---------|
| H30年2月 | 県民活動審議会① | 〈骨子案審議〉 |
| 6月 | 県民活動審議会② | 〈素案審議〉 |
| 7月 | 議会環境福祉委員会へ改定計画素案を報告、パブコメ実施 | |
| 8月 | 県民活動審議会③ | 〈最終案審議〉 |
| 9～10月 | 議会環境福祉委員会へ改定計画最終案を報告 | |
| | 改定計画の策定、公表（⇒平成30年4月～遡及） | |

山口県県民活動促進基本計画（第3次改訂版） 骨子案の概要について

第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1 基本計画策定の経緯と基本計画改定の経緯

平成25年3月に改定した基本計画の計画期間が平成29年度で終了するため、県民活動を巡る情勢の変化や県民活動の現状と課題等を踏まえて第3次改定を行うものです。



2 県民活動を巡る情勢の変化

(1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化

拡(2) 地方創生の推進

新(3) 「共助社会づくり」の推進

(4) NPO法改正と認定NPO法人への移行促進

(5) 市町における支援体制の充実

新(6) 「あいかさねっと」の活用促進

新(7) 寄附に対する期待の高まり

新(8) 社会的インパクト評価と社会的インパクトボンドの活用

新(9) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進

新(10) 山口ゆめ花博との連携と成果の継承

3 基本計画改定の視点

(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の一層の促進

(2) 県民活動団体の信頼性向上と自立・持続的発展に向けた支援の充実

(3) 県民活動団体と多様な主体との協働を推進する仕組みの整備

4 基本計画の性格

この基本計画は、県民活動促進条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

5 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

第2章 県民活動の定義と役割等

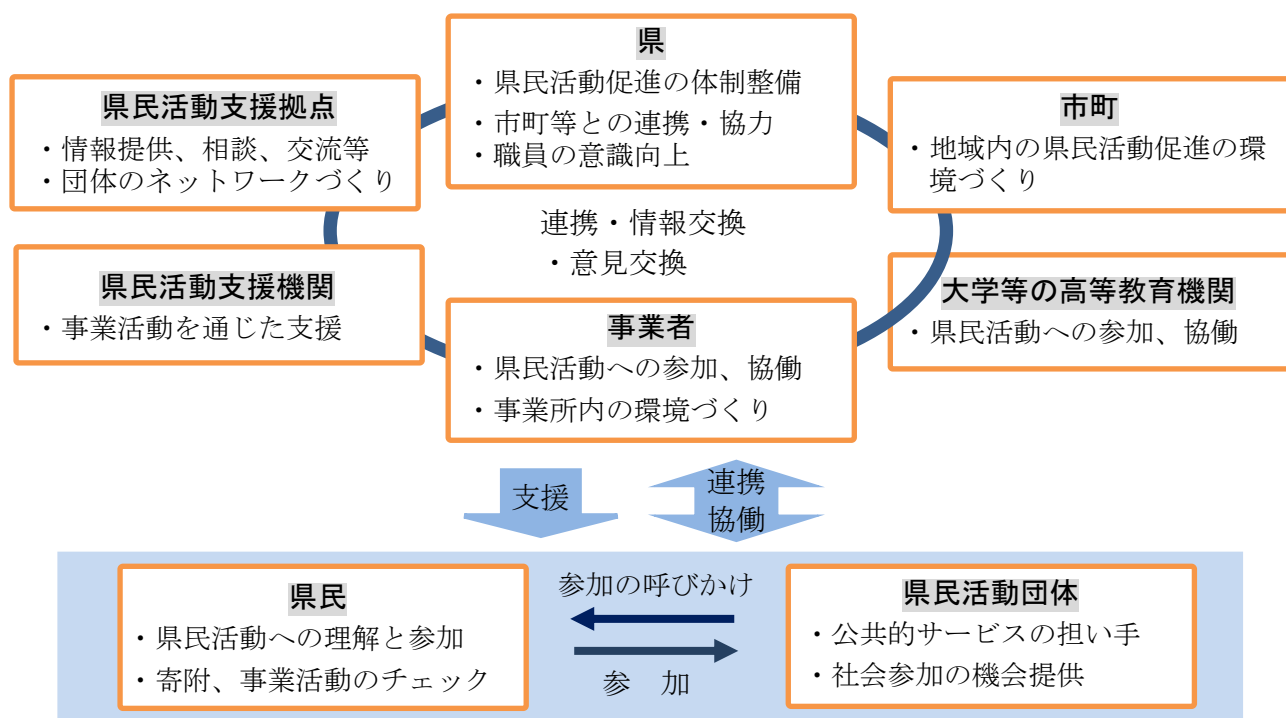
1 県民活動の定義

県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」であり、具体的には次表のように捉えることとします。

活動の種類	特 徴 等
コミュニティ活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動 (寄附もボランティア活動に含まれます。)
N P O 活 動	N P O 法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動 ※N P O は、Non Profit Organization の略

2 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が、地域の課題解決に取り組むとき、地域を構成する様々な主体と連携・協力することが重要となっており、それぞれに期待される役割は次のとおりです。

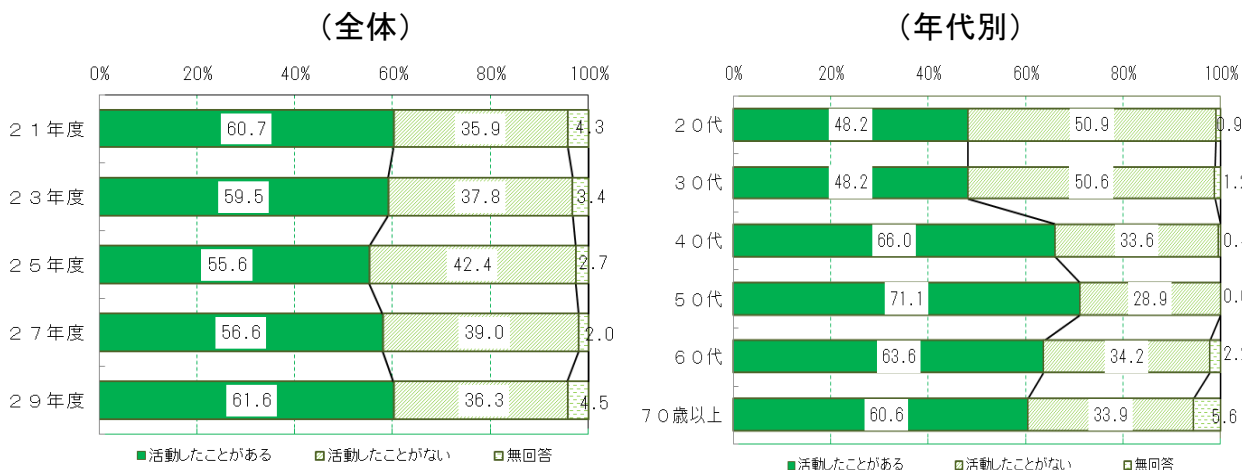


第3章 県民活動の現状と課題

1 現状

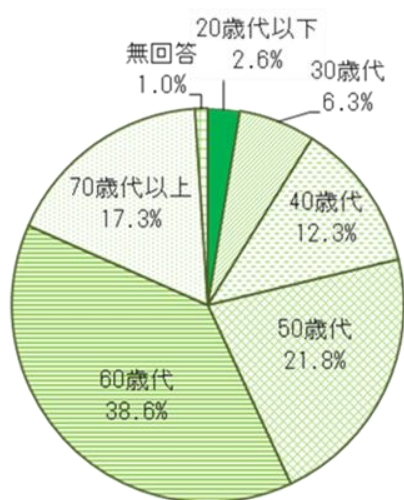
- ① 県民活動に参加したことのない県民が約4割
- ② 若年層の参加割合が特に低い

【県民活動へ参加した県民の割合（平成29年県政世論調査）】

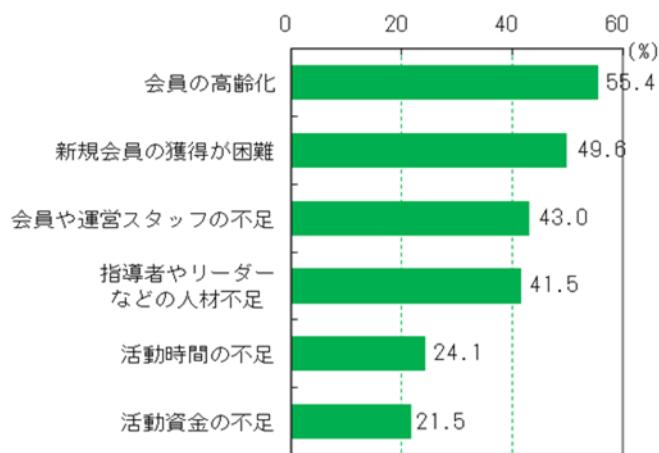


- ③ 県民活動団体の会員が高齢化する中、新規会員・スタッフの確保が困難
- ④ 県民活動団体の財政基盤が弱く、活動資金が不足。

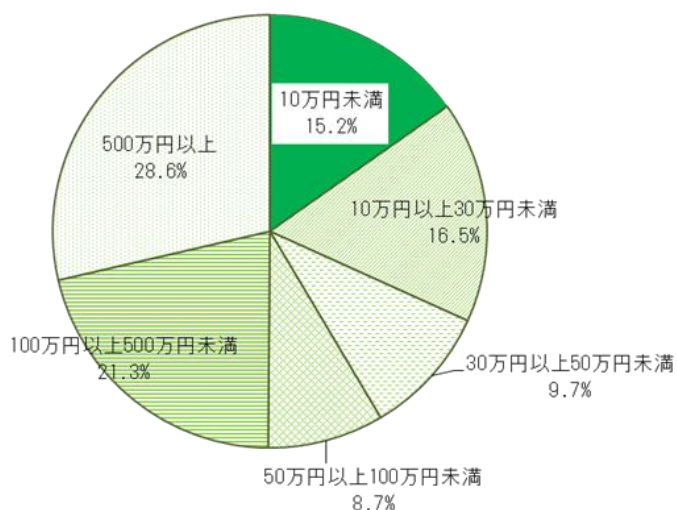
【中心的な活動メンバー】



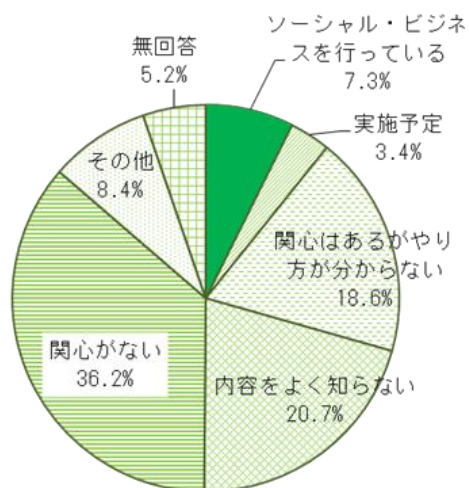
【活動団体が抱える問題】



【支出総額】

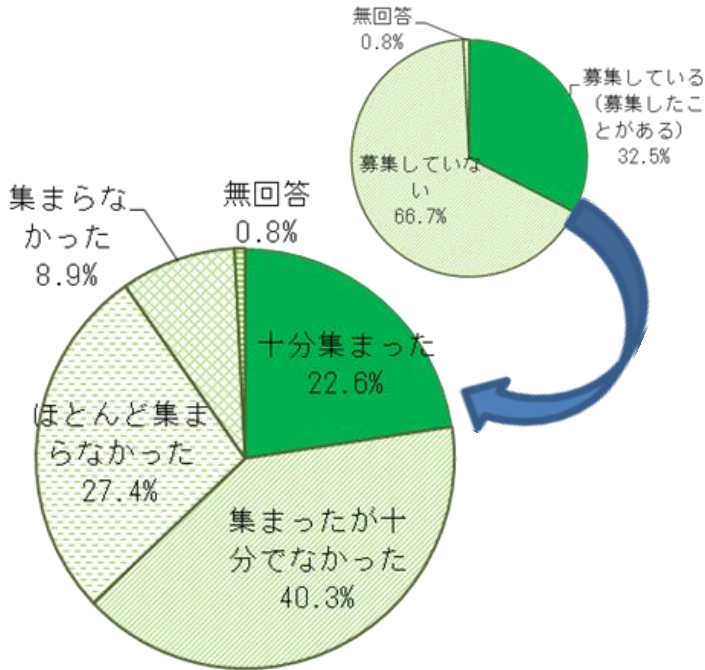


【ソーシャルビジネスへの関心】

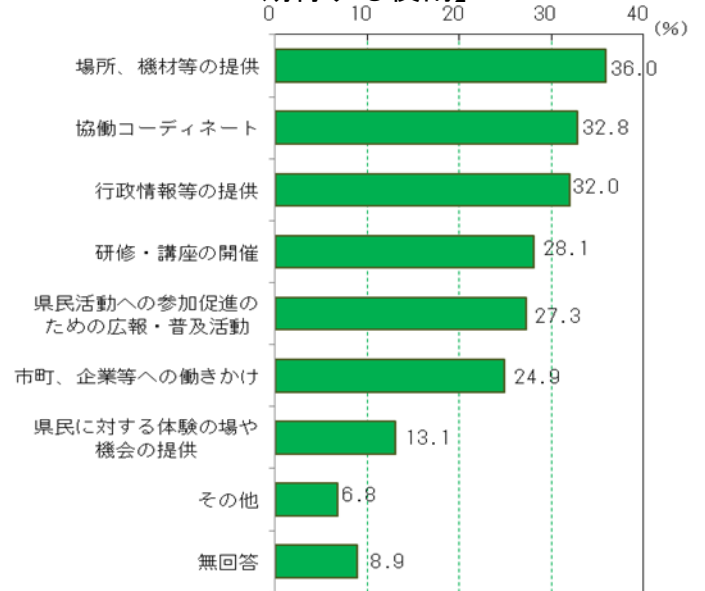


- ⑤ 市民活動支援センターの「協働コーディネート」への期待
- ⑥ ボランティアを募集しても十分な数が確保できない

【ボランティアの募集結果】



【市町の市民活動支援センターに期待する役割】



2 課題

現状 (再掲)	課題
① 県民活動に参加したことの無い県民が約4割	○ 県民参加のきっかけづくりと県民活動の裾野の拡大
③ 県民活動団体の会員が高齢化する中、新規会員・スタッフの確保が困難	
④ 県民活動団体の財政基盤が弱く、活動資金が不足	○ ソーシャル・ビジネスの振興
② 県民活動への若年層の参加割合が特に低い	○ 大学等との高等教育機関との協働推進
⑤ 市民活動支援センターの「協働コーディネート」への期待	○ コーディネート機能の強化と「協働のコーディネート」への期待
⑥ ボランティアを募集しても十分な数が確保できない	○ ボランティアの確保 (マッチング) の推進

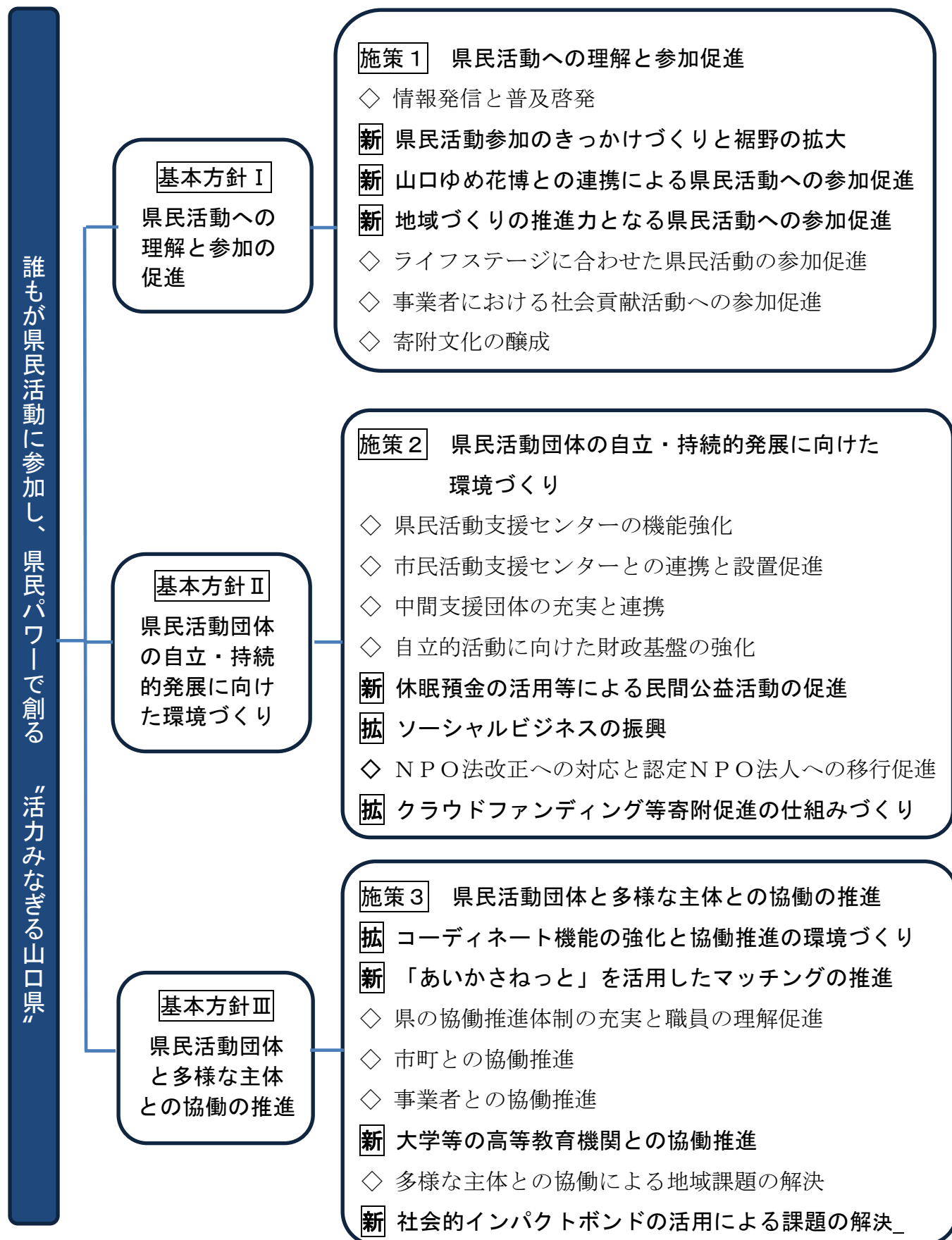
第4章 基本目標と施策の基本方針

基本目標の実現のため、3つの基本方針に基づき、具体的な施策を展開していきます。

【基本目標】

【基本方針】

【施策の展開方向】



1 県民活動への理解と参加促進

地域づくりの推進力となる県民活動を活発化させるため、県民の県民活動に対する理解や関心を深め、県民誰もが県民活動へ参加できるよう、様々な形で情報発信や普及啓発を行うとともに、気軽に参加できるきっかけづくりやライフステージに応じた活動の場の提供等により、参加機会の拡充を図ります。

新【評価指標】

- 県民活動団体数
- 県民活動をしたことがある県民の割合

(1) 情報発信と普及啓発

- 県民活動に関する情報を広く県民に発信
- 「県民活動促進期間（毎年10・11月）」を中心とした普及啓発活動

新(2) 県民活動参加のきっかけづくりと裾野の拡大

- 市町等と連携し、全県的にボランティア活動の機会を用意し、積極的な参加を呼び掛ける「ボランティア・チャレンジ」の実施

新(3) 山口ゆめ花博との連携による県民活動への参加促進

- 山口ゆめ花博の会場運営等ボランティアへの県民参加の促進
- 山口ゆめ花終了後、その成果を踏まえた県民活動の一層の促進

新(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

- 災害ボランティア活動、スポーツ活動、環境保全活動、中山間地域づくりなどの県民活動の積極的な促進

(5) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進

- ＜児童・生徒＞ 家庭・地域が一体となった体験活動の機会・場の提供や意識醸成
- ＜大学生・若者＞ 大学等と連携した参加機会の拡充や情報提供
- ＜中堅世代＞ 事業者等と連携したボランティア休暇の活用等による参加促進
- ＜シニア世代＞ 県生涯現役推進センター等と連携した情報提供や仲間づくり

(6) 事業者における社会貢献活動への参加促進

- 市町や関係団体等と連携した、事業者が社会貢献活動へ参加できるような環境づくり

(7) 寄附文化の醸成

- 県民活動団体への寄附に対する県民や事業者等の理解促進

2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

地域に根ざす県民活動団体は、県民の理解と支持を得て、社会的な信頼性を向上させながら、活動を展開していくことが求められており、県としては、県民活動団体が自立し、持続的に活動が発展していくよう、県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、活動基盤の強化や人材育成、情報提供など様々な支援を効果的に実施します。

新【評価指標】

- 地域の支援センターの設置市町数
- 認定NPO法人数

(1) 県民活動支援センターの機能強化

- 県内全域における県民活動を促進する中核的支援拠点としての充実強化
- 指定管理者制度を活用した運営による、きめ細かくより質の高いサービスの提供

(2) 市民活動支援センターとの連携と設置促進

- 県民・市民活動支援センター間のネットワーク化の推進、情報交換や相談助言
- 市民活動支援センターの未設置市町に対する設置の働きかけと設置支援

(3) 中間支援団体の充実と連携

- 中間支援団体における人材育成の支援
- 中間支援団体と県民活動団体等との連携強化

(4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化

- 公益団体（山口きらめき財団等）の助成事業の活用
- NPO法人に対する県税の税制優遇措置の活用促進

新(5) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進

- 民間公益活動の担い手の育成や、県民活動団体の資金調達手段の多様化に向けた、休眠預金の活用支援

(6) ソーシャル・ビジネスの振興

- ソーシャル・ビジネスの創出に向けた、県内における先駆的モデルの構築と普及

(7) NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進

- 改正NPO法の周知・広報
- 認定NPO法人の取得促進に向けた研修会の開催

拡(8) クラウドファンディング等寄附促進の仕組みづくり

- クラウドファンディング等の寄附募集の先進事例の収集と情報提供
- 中間支援団体等におけるファンドレイザー育成

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

県民活動団体が地域の様々な課題を解決するには、県民活動団体と他の主体が相互に連携しながら質の高いサービスを提供できるよう、協働を推進していく必要があります。

地域の課題が多様化・複雑化する中にある場合は、特定の主体だけでなく行政や企業をはじめ様々な主体と連携・協力していくことが効果的であることから、「あいかさねっと」の活用や市町のコーディネート力の強化等により、多様な主体との協働を推進します。

新【評価指標】

- 「あいかさねっと」への登録件数 等

拡(1) コーディネート機能の強化と協働推進の環境づくり

- 県民活動支援センターにおける県民活動団体と他の主体との協働の取組支援
- フォーラムの開催、先進事例の紹介等による協働についての普及啓発

新(2) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進

- 「あいかさねっと」の利用促進
- 「あいかさねっと」を通じたボランティアのマッチングの推進

(3) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進

- 県民活動に関する施策の進行管理、情報提供
- 政策立案時や審議会等における県民活動団体関係者の参加促進

(4) 市町との協働推進

- 県主催会議における意見・情報交換やノウハウの提供
- 県・市の活動支援センターの連携強化と地域における協働の取組支援

(5) 事業者との協働推進

- 事業者情報と県民活動団体情報の発信
- 県民活動支援機関等と連携したノウハウや事例紹介等

新(6) 大学等の高等教育機関との協働推進

- 行政、県民活動団体と大学等との連携による地域の課題解決の推進
- 学生への県民活動の機会の提供

(7) 多様な主体との協働による地域課題の解決

- 行政や事業者等、地域における多様な主体との協働を推進するための場づくり

新(8) 社会的インパクトボンドの活用による課題の解決

- 市町や関係団体等と連携した振興・発展の支援

＜基本方針、施策の体系図の比較表＞

1 基本方針

現 行	新
○県民活動への理解と参加の促進	○県民活動への理解と参加の促進
○県民活動団体の自立・持続的発展 に向けた環境づくり	○県民活動団体の自立・持続的発展 に向けた環境づくり
○県民活動団体と多様な主体との 協働の推進	○県民活動団体と多様な主体との 協働の推進
○「人財力」「県民力」の向上に向けた 県民活動の一層の促進	

2 施策の体系図

現 行	改定後
施策1 県民活動への理解と参加促進 ◇ 情報発信と普及啓発 ◇ ライフステージに合わせた県民活動の参加促進 ◇ 事業者における社会貢献活動への参加促進 ◇ 寄附文化の醸成	施策1 県民活動への理解と参加促進 ◇ 情報発信と普及啓発 新 県民活動参加のきっかけづくりと裾野の拡大 新 山口ゆめ花博との連携による県民活動への参加促進 新 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進(※) ◇ ライフステージに合わせた県民活動の参加促進 ◇ 事業者における社会貢献活動への参加促進 ◇ 寄附文化の醸成
施策2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり ◇ 県民活動支援センターの機能強化 ◇ 市民活動支援センターとの連携と設置促進 ◇ 中間支援団体の充実と連携 ◇ 自立的活動に向けた財政基盤の強化 ◇ <u>コミュニティ・ビジネスの振興</u> ◇ <u>県民活動への信頼性の向上</u> ◇ NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進 ◇ 寄附促進の仕組みづくり	施策2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり ◇ 県民活動支援センターの機能強化 ◇ 市民活動支援センターとの連携と設置促進 ◇ 中間支援団体の充実と連携 ◇ 自立的活動に向けた財政基盤の強化 新 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進 拡 ソーシャル・ビジネスの振興 削除 ◇ NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進 拡 クラウドファンディング等寄附促進の仕組みづくり
施策3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進 ◇ 協働推進の環境づくり ◇ 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進 ◇ 市町との協働推進 ◇ 事業者との協働推進 ◇ 多様な主体との協働による地域課題の解決	施策3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進 拡 コーディネート機能の強化と協働推進の環境づくり 新 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進 ◇ 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進 ◇ 市町との協働推進 ◇ 事業者との協働推進 新 大学等の高等教育機関との協働推進 ◇ 多様な主体との協働による地域課題の解決 新 社会的インパクトボンドの活用による課題の解決
施策4 「人財力」「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進 ◇ 災害ボランティア活動への参加促進 ◇ スポーツ活動への参加促進 ◇ 環境保全活動への参加促進 ◇ 中山間地域の主要な担い手としての参加促進	新 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進(※) 施策1へ

山口県県民活動促進基本計画

第3次改定版

(骨子案)

平成30年2月

山 口 県

目 次

頁

第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1	基本計画策定の経緯	1
2	基本計画改定の趣旨	1
3	県民活動を巡る情勢の変化	2
	(1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化	
	(2) 地方創生の推進	
	(3) 「共助社会づくり」の推進	
	(4) NPO法改正と認定NPOへの移行促進	
	(5) 市町における支援体制の充実	
	(6) 「あいかさねっと」の活用促進	
	(7) 寄附に対する期待の高まり	
	(8) 社会的インパクト評価と社会的インパクトボンドの活用	
	(9) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進	
	(10) 山口ゆめ花博との連携と成果の継承	
4	基本計画改定の視点	3
	(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の一層の促進	
	(2) 県民活動団体の信頼性向上と自立・持続的発展に向けた支援の充実	
	(3) 県民活動団体と多様な主体との協働を推進する仕組みの整備	
5	基本計画の性格	4
6	基本計画の期間	4

第2章 県民活動の定義と役割等

1	県民活動の定義	5
2	県民活動団体と各主体に期待される役割	5

第3章 県民活動の現状と課題

1	現状	6
2	課題	7

第4章 基本目標と施策の基本方針

1	基本目標	8
2	施策の基本方針	8
	I 県民活動への理解と参加の促進	
	II 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり	
	III 県民活動団体と多様な主体との協働の推進	

第5章 施策の展開方向

- 1 県民活動への理解と参加促進 10
 - (1) 情報発信と普及啓発
 - (2) 県民活動参加のきっかけづくりと裾野の拡大
 - (3) 山口ゆめ花博との連携による県民活動へ参加促進
 - (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
 - (5) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進
 - (6) 事業者における社会貢献活動への参加促進
 - (7) 寄附文化の醸成
- 2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり 12
 - (1) 県民活動支援センターの機能強化
 - (2) 市民活動支援センターとの連携と設置促進
 - (3) 中間支援団体の充実と連携
 - (4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化
 - (5) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進
 - (6) ソーシャル・ビジネスの振興
 - (7) NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進
 - (8) クラウドファンディング等寄附促進の仕組みづくり
- 3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進 14
 - (1) コーディネート機能の強化と協働推進の環境づくり
 - (2) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進
 - (3) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進
 - (4) 市町との協働推進
 - (5) 事業者との協働推進
 - (6) 大学等の高等教育機関との協働推進
 - (7) 多様な主体との協働による地域課題の解決
 - (8) 社会的インパクトボンドの活用による課題の解決

第6章 基本計画の推進

- 1 推進体制 16
- 2 計画進行管理 16

第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1 基本計画策定の経緯

- 平成10年12月から特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行され、県内でもNPO法人が芽生え始めたことから、平成11年10月には「やまぐち県民活動支援センター」（以下「県民活動支援センター」という。）を設置し、幅広い県民活動を支援してきました。
- こうした中、平成13年に開催した「山口きらら博」では、5万人を超える県民ボランティアの協力の下、県民の自主的な活動が大会運営を支え、大成功を収めることができましたが、この大会を通じ、県民活動の重要性が改めて認識され、その限りない可能性が証明されました。
- こうして培われた県民活動の成果を、新しい県づくりにつなげていくため、翌年、全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、民間の支援拠点として「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立しました。
- そして、平成15年3月には、条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- その後、平成20年3月に基本計画の第1次改定を、また、平成25年3月に第2次改定を実施し、市町や関係団体等との連携により、県民活動を促進するための様々な取組を進めてきました。

2 基本計画改定の経緯

- 基本計画に基づき、県民活動の促進に取り組んできた結果、県内のNPO法人等の県民活動団体数は引き続き増加するとともに、県民活動団体による協働の取組も広がりを見せており、県民活動は着実に発展してきています。
- しかしながら、多くの県民活動団体が人材や資金不足等の課題を抱えており、地域から信頼され、持続的に活動を発展させていくためには、活動基盤の強化や透明性の高い事業運営を確保していくことが求められています。
- 一方、県民活動を取り巻く情勢は大きく変化しており、地域が抱える課題も複雑多岐にわたる中で、それらの解決に向け、県民の自主的・主体的な取組である県民活動には、これまで以上に期待が寄せられています。
- このため、今回は、こうした県民活動を巡る情勢の変化や新しい課題への対応、施策の取組状況などを踏まえ、改定を行うものです。

3 県民活動を巡る情勢の変化

(1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化

- 都市部への人口流出や少子・高齢化に伴う人口減少により、地域コミュニティの担い手が減少するとともに、価値観の多様化等により、地域内の連帯感が薄れ、地域活動が停滞するなど、地域のコミュニティ機能の低下等が課題となっています。
- 一方、地域住民が行政サービスに求めるものは多様化・複雑化し、また、その領域も拡大しており、行政だけできめ細やかな対応をすることは困難となっています。

(2) 地方創生の推進

- 我が国は本格的な人口減少社会に突入し、今後もさらなる人口の減少が見込まれる中、国・地方を挙げた「地方創生」の取組が進められています。
- 本県も「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27～31年度）を策定し、「持続可能で元気な地域社会の形成」に向けて、地域住民が多様な主体と連携・協働しながら、地域の課題を解決する県民活動を促進することが求められています。

(3) 「共助社会づくり」の推進

- 地域の課題が多様化、複雑化する中で、自らのことは自らで支える自助や、行政の役割による公助に加え、お互いに支えあう共助が、課題解決に有効な手段として重要性が高まっています。特に、大規模災害時の被災者支援は、「自助」や「共助」を基本とした地域コミュニティの助け合いや災害ボランティア活動による対応が不可欠であり、地域における「絆」の重要性がクローズアップされました。
- こうした中、平成27年3月に、国の有識者会議「共助社会づくり懇談会」が「共助社会づくり」の推進を提言しており、人口減少・超高齢社会による地域社会の衰退等乗り越えるための処方箋の一つとして大きな期待が寄せられています。

(4) NPO法改正と認定NPO法人への移行促進

- 平成28年のNPO法の改正では、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等によりNPO法人がより迅速に設立可能となる一方、貸借対照表の公告の義務化や、内閣府運営のNPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大が行われました。
- また、平成23年のNPO法改正時に、認定NPO法人へ寄附した場合の税制優遇措置が大幅に拡充され、認定NPO法人に寄附を促進する仕組みが整備されており、認定NPO法人へ積極的に移行していくことが期待されています。

(5) 市町における支援体制の充実

- 県内では9箇所（9市）の市民活動支援センターが設置され、地域における県民活動の支援拠点として、情報の収集・提供や相談・助言等の支援を行っています。
- また、11市町で県民活動の促進を目的とした条例や基本計画等の策定が行われるなど、市町における支援体制の充実が図られています。

(6) 「あいかさねっと」の活用促進

- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が普及し、即時・双方向のコミュニケーションが可能となり、人や団体がつながることが容易になりました。
- 本県では、平成27年に、ボランティアに関する情報をインターネットで提供する「あいかさねっと（やまぐち社会貢献活動支援ネット）」を開設し、ボランティアのマッチングに向けてその活用を進めています。

(7) 寄附に対する期待の高まり

- 多くの県民活動団体で活動資金の確保は大きな課題となっており、県民の共感と信頼を得て、寄附収入を確保し、団体の活動が活性化を図ることも重要です。

- こうした中、自らの意志を活かすことのできる寄附手法として、遺贈寄付やクラウドファンディングに注目が集まっています。

(8) 社会的インパクト評価と社会的インパクトボンドの活用

- 社会的課題の解決を税金や市場原理だけで解決することは既に限界に達しており、それら社会的課題の解決の担い手であるNPO等が生み出す「社会的インパクト」を可視化し、「寄付」や「社会的投資」を促進することが、今求められています。
- こうした中、民間資金を活用した官民連携による社会問題解決の仕組みであり、社会的な利益を第一の目的とし、経済的な利益も同時に目指す「社会的インパクトボンド」は、社会的投資の手法として注目を集めています。

(9) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進

- 平成30年1月より「休眠預金等活用法」が施行され、国や地方公共団体による対応が困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、休眠預金等を民間団体が行う公益に資する活動に活用することとされました。
- このことにより、民間公益活動の自立した担い手の育成や、資金調達手法の多様化にも寄与することが期待されています。

(10) 山口ゆめ花博との連携と成果の継承による県民活動の活性化

- 「世界スカウトジャンボリー」「ねんりんピック」(平成27年開催)では、大会運営やおもてなしの取組等に多くのボランティアの参加と協力を得て、県民総参加のおもてなしの大会とすることができ、県民活動は大きな盛り上がりを見せました。
- 「山口きらら博」(平成13年開催)、「国民文化祭やまぐち」(平成18年開催)、「山口国体・山口大会」(平成23年開催)等、過去の大会を通じて得られた経験等を、平成30年開催の山口ゆめ花博の成功につなげるとともに、その成果を継承・発展させ、県民活動の一層の活性化に生かしていくことが求められています。

4 基本計画改定の視点

(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の一層の促進

- 県民活動は、県民に社会貢献活動への参加機会を提供するとともに、非営利性や柔軟性、機動性などの特徴から、行政では対応できないきめ細やかな公共的サービスを供給する重要な担い手として期待されるなど、その役割は拡大しています。
- こうした県民活動の役割や意義に対する理解を深め、県民誰もが県民活動に参加することが当たり前のような社会を実現していくためには、県民活動に関する普及啓発や情報提供、県民活動団体自身による情報発信を積極的に行うとともに、県民活動に気軽に参加できる環境づくりを一層進めていくことが求められています。

(2) 県民活動団体の信頼性向上と自立・持続的発展に向けた支援の充実

- 組織としての成熟度が異なり、総じて脆弱で資金や人材等の課題を抱える県民活動団体が自らの目的や使命を達成していくためには、より多くの人々からの理解と支持を得て、社会的な信頼性を向上させていくことが必要であり、そのためには、

説明責任の重要性を認識し、情報公開や活動評価により、組織運営や活動内容を改善していくことが求められています。

- 県としては、県民活動団体の自発性や独立性を尊重しながら、県民活動団体が安定的な活動基盤を構築し、自立して、将来に向けて持続的に発展していけるよう、それぞれの状況に応じて効果的な施策の充実に努めていく必要があります。

(3) 県民活動団体と多様な主体との協働を推進する仕組みの整備

- 県民活動団体が、地域の課題を解決していくためには、行政等の他の主体と協働していくことが不可欠になっていますが、課題が多様化・複雑化する中にあるのは、特定の主体との協働だけでなく、目的を共有する様々な主体と連携・協力し、それぞれの得意分野で能力を発揮しながら対応していくことが効果的であり、こうした多様な主体との協働の仕組みを整備し、広げていくことが期待されています。
- また、県民活動団体にとっても多様な主体との協働が自らの活動の質を高めるとともに、新たな活動分野の開拓にもつながります。

5 基本計画の性格

この基本計画は、条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

6 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

第2章 県民活動の定義と役割等

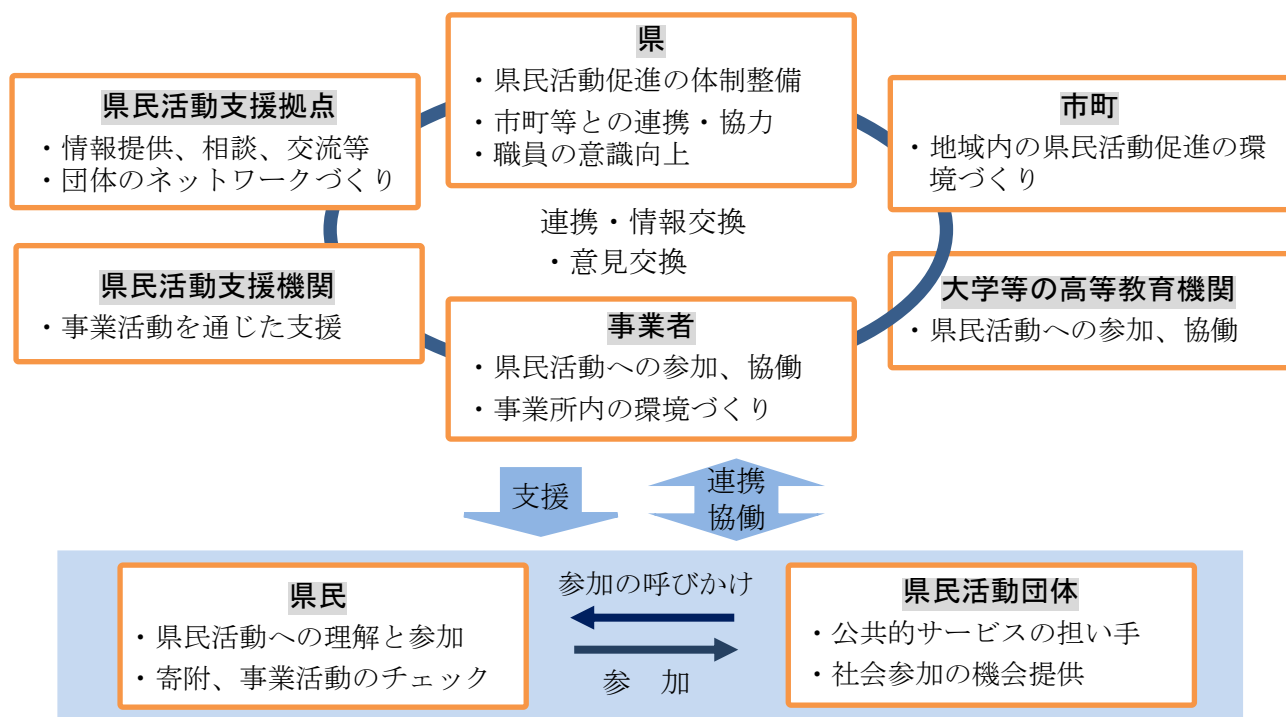
1 県民活動の定義

県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」であり、具体的には次表のように捉えることとします。

活動の種類	特 徴 等
コミュニティ活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動 (寄附もボランティア活動に含まれます。)
N P O 活 動	N P O 法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動 ※N P O は、Non Profit Organization の略

2 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が、地域の課題解決に取り組むとき、地域を構成する様々な主体と連携・協力することが重要となっており、それぞれに期待される役割は次のとおりです。

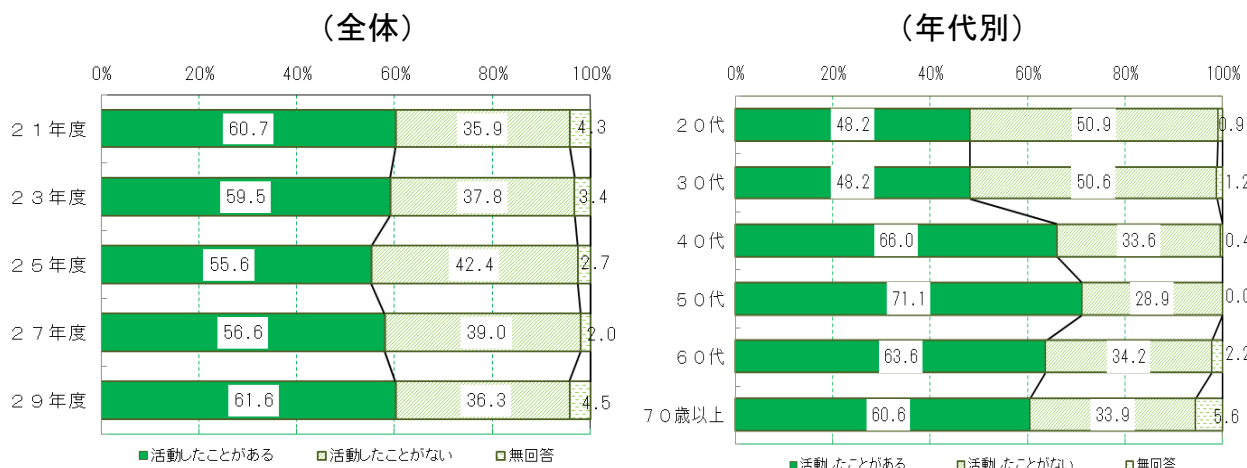


第3章 県民活動の現状と課題

1 現状

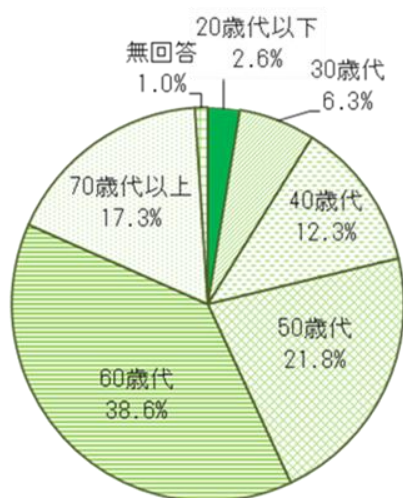
- ① 県民活動に参加したことのない県民が約4割
- ② 若年層の参加割合が特に低い

【県民活動へ参加した県民の割合（平成29年県政世論調査）】

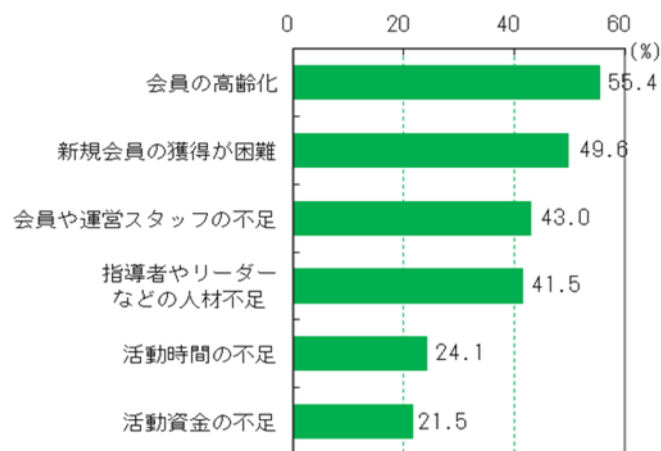


- ③ 県民活動団体の会員が高齢化する中、新規会員・スタッフの確保が困難
- ④ 県民活動団体の財政基盤が弱く、活動資金が不足。

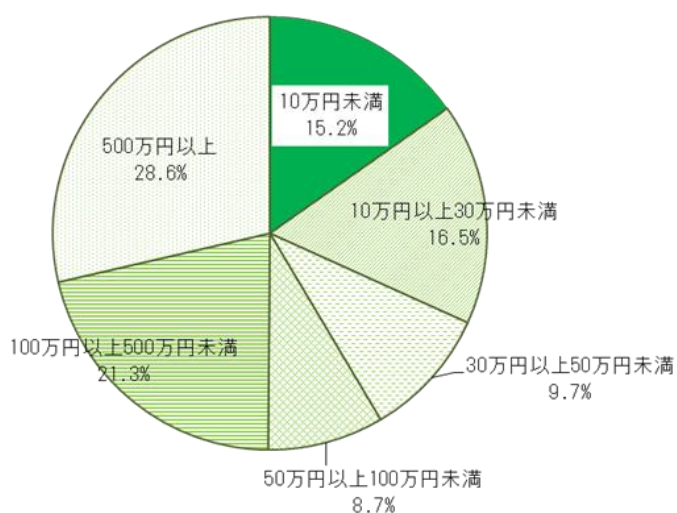
【中心的な活動メンバー】



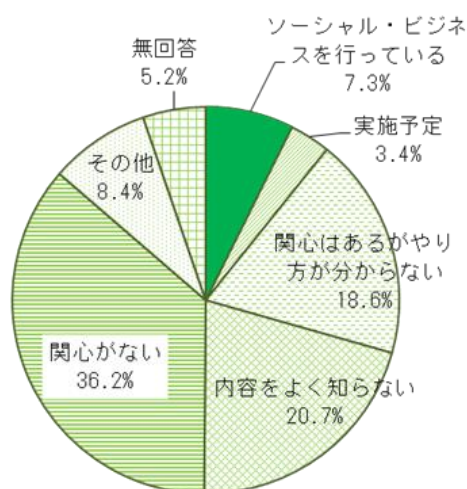
【活動団体が抱える問題】



【支出総額】

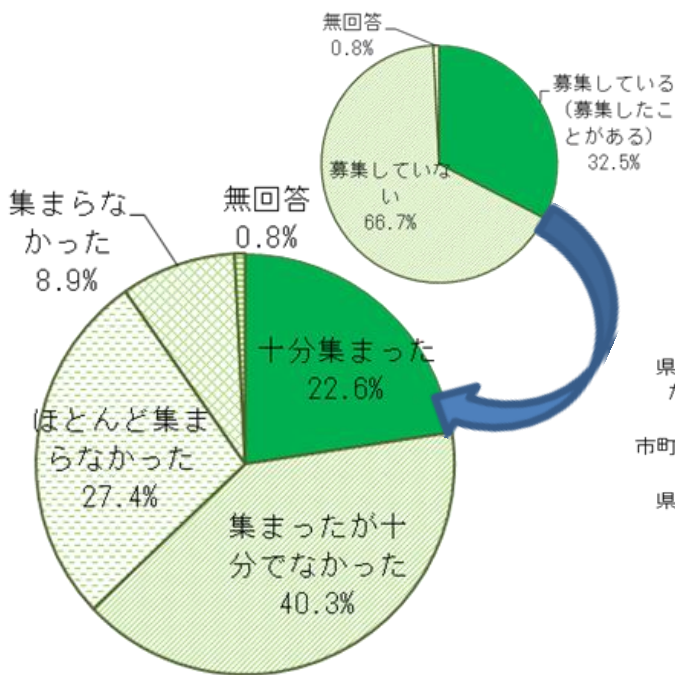


【ソーシャルビジネスへの関心】

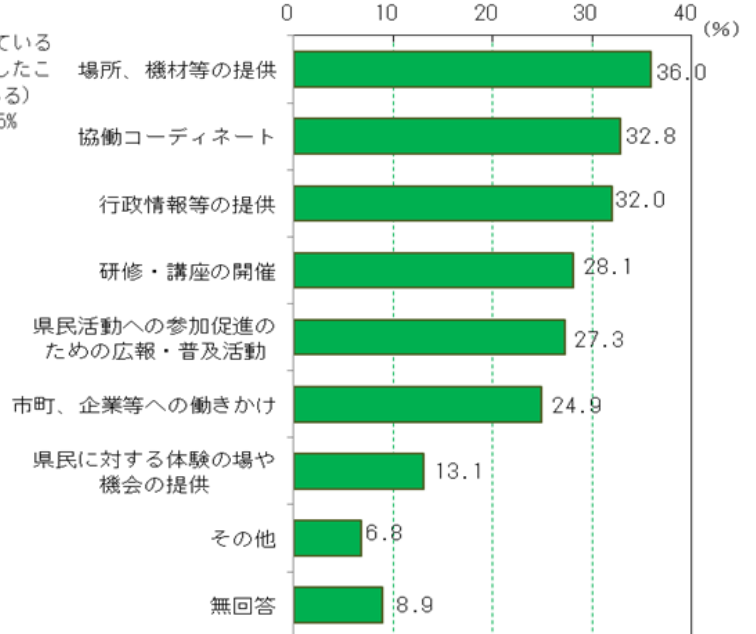


- ⑤ 市民活動支援センターの「協働コーディネート」への期待
- ⑥ ボランティアを募集しても十分な数が確保できない

【ボランティアの募集結果】



【市町の市民活動支援センターに期待する役割】



2 課題

現状 (再掲)	課題
① 県民活動に参加したことのない県民が約4割	○ 県民参加のきっかけづくりと県民活動の裾野の拡大
③ 県民活動団体の会員が高齢化する中、新規会員・スタッフの確保が困難	
④ 県民活動団体の財政基盤が弱く、活動資金が不足	○ ソーシャル・ビジネスの振興
② 県民活動への若年層の参加割合が特に低い	○ 大学等との高等教育機関との協働推進
⑤ 市民活動支援センターの「協働コーディネート」への期待	○ コーディネート機能の強化と「協働のコーディネート」への期待
⑥ ボランティアを募集しても十分な数が確保できない	○ ボランティアの確保 (マッチング) の推進

第4章 基本目標と施策の基本方針

1 基本目標

「県民活動の現状と課題」や「基本計画改定の視点」などを踏まえ、県民活動の目標を次のとおりとします。

誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る“活力みなぎる山口県”

2 施策の基本方針

「基本目標」を実現するため、以下の3つの「施策の基本方針」を定め、県民活動に関する諸施策の推進を図ります。

基本方針Ⅰ 県民活動への理解と参加の促進

- 県民誰もが県民活動へ参加できるようにするためには、県民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、県民活動が果たしている意義や役割等について理解を深めていく必要があり、様々な手段・場を活用し、県民活動の普及啓発に努めていきます。
- 特に、非営利の県民活動団体にとって、寄附は貴重な自主財源であることから県民や事業者等に対し、寄附についての理解を促進するなど、寄附文化の醸成を図っていきます。
- また、少子・高齢化の進展等を踏まえ、気軽に身近な県民活動へ参加できるよう、各層毎の特性を踏まえ、ライフステージに応じた情報提供や参加機会の拡充を行うことにより、県民活動への参加を促進していきます。

基本方針Ⅱ 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

- 県民活動団体は、地域社会の担い手としての役割が拡大していますが、小規模な団体が多いことから、地域から信頼され、持続的に活動を展開していくためには、活動基盤の強化や透明性の高い事業運営を確保することが求められています。
- このため、県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、相談・助言や情報提供、人材育成、助成金の交付等により、その自立的活動を支援するとともに、団体自らの情報公開・情報発信の取組を促進するなど、県民活動団体が自立し、持続的に発展していく環境づくりを行います。

基本方針Ⅲ 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

- 地域の課題は、福祉、子育て、教育、環境、防犯など広範囲に渡っており、その課題解決の担い手となる主体も県民活動団体をはじめ、社会福祉協議会、学校・大学、事業者、行政など様々なものがあります。
- 多様化・複雑化する地域の課題を解決するには、県民活動団体をはじめとする個々の主体が単独で取り組むよりも、様々な主体がそれぞれの特性を活かし、役割を分担しながら取り組むことが効果的であり、県民活動団体と特定の主体との協働の形態だけでなく、行政や事業者など多様な主体との協働の取組を推進していきます。

《基本方針、施策の体系図》

【基本目標】

【基本方針】

【施策の展開方向】

誰もが県民活動に参加し、
県民パワーで創る

“活きみなぎる山口県”

基本方針Ⅰ

県民活動への
理解と参加の
促進

施策1 県民活動への理解と参加促進

- ◇ 情報発信と普及啓発
- ◇ 県民活動参加のきっかけづくりと裾野の拡大
- ◇ 山口ゆめ花博との連携による県民活動への参加促進
- ◇ 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
- ◇ ライフステージに合わせた県民活動の参加促進
- ◇ 事業者における社会貢献活動への参加促進
- ◇ 寄附文化の醸成

基本方針Ⅱ

県民活動団体
の自立・持続
的発展に向け
た環境づくり

施策2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた 環境づくり

- ◇ 県民活動支援センターの機能強化
- ◇ 市民活動支援センターとの連携と設置促進
- ◇ 中間支援団体の充実と連携
- ◇ 自立的活動に向けた財政基盤の強化
- ◇ 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進
- ◇ ソーシャルビジネスの振興
- ◇ NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進
- ◇ クラウドファンディング等寄附促進の仕組みづくり

基本方針Ⅲ

県民活動団体
と多様な主体
との協働の推進

施策3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

- ◇ コーディネート機能の強化と協働推進の環境づくり
- ◇ 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進
- ◇ 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進
- ◇ 市町との協働推進
- ◇ 事業者との協働推進
- ◇ 大学等の高等教育機関との協働推進
- ◇ 多様な主体との協働による地域課題の解決
- ◇ 社会的インパクトボンドの活用による課題の解決

第5章 施策の展開方向

1 県民活動への理解と参加促進

地域づくりの推進力となる県民活動を活発化させるため、県民の県民活動に対する理解や関心を深め、県民誰もが県民活動へ参加できるよう、様々な形で情報発信や普及啓発を行うとともに、気軽に参加できるきっかけづくりやライフステージに応じた活動の場の提供等により、参加機会の拡充を図ります。

【評価指標】

名称	現状値	目標値
県民活動団体数	2, 201団体 《平成28年(2016年)度末》	(今後調整)
県民活動をしたことがある 県民の割合(県政世論調査)	61.6% 《平成29年(2017年)調査》	(今後調整)

(1) 情報発信と普及啓発

県民活動に関する情報を多様な広報媒体等によって広く県民に発信し、その活動の意義や役割について理解や関心を深めるとともに、市町や関係団体等と連携し、条例で定める「県民活動促進期間(毎年10・11月)」を中心に普及啓発活動を積極的に展開します。

(2) 県民活動参加のきっかけづくりと裾野の拡大

県民活動に参加したことのない県民が、気軽に県民活動に参加できるよう、市町等と連携して、全県的にボランティア活動の機会を用意し、積極的な参加を呼び掛ける「ボランティア・チャレンジ」を実施するなど、県民活動参加のきっかけを作り、県民活動の裾野の拡大を図ります。

(3) 山口ゆめ花博との連携による県民活動への参加促進

平成30年9月から11月にかけて開催する山口ゆめ花博では、会場運営やおもてなしの支援等に多くのボランティアの参加が望まれていることから、山口ゆめ花博実行委員会事務局と連携して、県民の参加を進めるとともに、山口ゆめ花博終了後は、その成果を発展・継承させ、県民活動への参加を一層促進します。

(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

人口減少や高齢化が進行し、地域のコミュニティ機能が低下する中、地域住民が、多様な主体と連携・協働しながら、地域の課題を解決することが求められていることから、災害ボランティア、スポーツ活動、環境保全活動、中山間地域づくりなどの、地域づくりの推進力となる県民活動を積極的に促進していきます。

(5) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進

誰もが当たり前のように県民活動に参加する社会を実現していくためには、ライフステージに応じて、できるだけ多くの県民が県民活動に参加することが望まれており、それぞれのライフステージに合わせた活動の場や機会の提供等により、県民活動への参加を促進します。

【児童・生徒】

学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の体験活動の機会や場を提供するとともに、県民活動への意識の醸成と活動意欲を喚起する取組を進めます。

【大学生・若者】

20代については、他の世代に比べて県民活動への参加割合が特に低いことから、大学生や若者に対しては、大学等と連携しながら、地域における様々な県民活動へ積極的な参加が図られるよう環境づくりを進めます。

【中堅世代】

事業者等と連携しながら、ボランティア休暇制度の活用や身近な県民活動へ気軽に参加できるような環境づくりを進めます。

【シニア世代】

豊富な知識や経験を有し、県民活動の主役として、地域社会における重要な担い手、新たな互助・共助の担い手として活躍していくことが期待されています。

このため、「山口県生涯現役推進センター」等と連携しながら、シニアの社会参加に向けた普及啓発や情報提供、人材育成等の環境づくりを進めます。

(6) 事業者における社会貢献活動への参加促進

地域経済の担い手である事業者は、財・サービスの提供や雇用の創出を行うなど、経済活動を通じて地域社会に活力をもたらす一方で、地域社会の一員として、社会的責任意識が高まっており、社会貢献活動への参加が期待されています。

このため、市町や関係団体等と連携しながら、事業者が積極的に社会貢献活動へ参加できるような環境づくりを進めます。

(7) 寄附文化の醸成

寄附は県民活動への参加の一つの形態であり、県民が県民活動団体に寄附することは、県民活動団体の活動を支援するだけでなく、県民が自ら社会的課題に県民活動団体とともに取り組み、当事者として社会に参画する意義をもっています。

このため、県民や事業者等に県民活動団体への寄附に対する理解や関心を高め、積極的に寄附を行うような社会の実現を目指し、寄附文化の醸成を進めていきます。

2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

地域に根ざす県民活動団体は、県民の理解と支持を得て、社会的な信頼性を向上させながら、活動を展開していくことが求められており、県としては、県民活動団体が自立し、持続的に活動が発展していくよう、県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、活動基盤の強化や人材育成、情報提供など様々な支援を効果的に実施していきます。

【評価指標】

名称	現状値	目標値
地域の支援センターの設置 市町数	9市 《平成29年(2017年)》	(今後調整)
認定NPO法人数 (認定取得率)	6法人(1.4%) 《平成29年(2017年)》	(今後調整)

(1) 県民活動支援センターの機能強化

県民活動支援センターの機能を高め、県内全域における県民活動を促進する中核的支援拠点としての充実を図ります。

また、指定管理者制度を活用した運営により、NPO法人の自主性や機動性を活かし、利用者のニーズや実情に応じた、きめ細かくより質の高いサービスを提供します。

(2) 市民活動支援センターとの連携と設置促進

県内には、市町における県民活動を支援・促進するため市民活動支援センターが9箇所(9市)設置され、公設公営や公設民営、民設民営により運営されていますが、これらの施設について、県民活動支援センターを中心にネットワーク化を図り、情報交換や相談助言により、機能の充実等を促進します。

また、市民活動支援センターが未設置の市町に対しては、設置を促すとともに、地域の実情に応じたセンターの設置ができるよう、必要に応じてノウハウや情報提供など、設置に向けた支援を行います。

(3) 中間支援団体の充実と連携

中間支援団体は、県民活動団体を支援することを主たる業務とする県民活動団体であり、自ら政策提言を行うほか、県民活動団体と行政等との協働のコーディネーターや、県民活動団体による政策提言の意見調整を行うなど、重要な役割を担っています。

県は、県民活動支援センター等と連携し、人材育成など中間支援団体のレベルアップにつながる取組を支援するなど、中間支援団体の育成を図り、連携を強化していきます。

(4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化

県民活動団体が地域から信頼され、自立的活動を行うためには、財政基盤を強化していく必要があります。公益団体や行政からの支援、会費収入、寄附収入の充実を図ります。

また、県では、NPO法人の公益活動を支援するため、税制優遇措置を講じており、その活用を図ります。

(5) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進

平成30年1月より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）」が施行され、国や地方公共団体による対応が困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、休眠預金等を民間団体が行う公益に資する活動に活用することとされています。

この制度は、民間団体の創意や工夫を活用し、地域の社会的な課題の解決を図るもので、民間公益活動の自立した担い手の育成や、資金調達手法の多様化にも寄与することが期待されることから、国や関係機関、市町や関係団体等と連携し、その活用を支援していきます。

(6) ソーシャル・ビジネスの振興

地域住民自らが地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら継続的な形で展開していくソーシャル・ビジネスについては、新たな創業を通じた雇用の場の創出や、県民活動団体の財政基盤の安定にもつながることから、ソーシャルビジネスの創出に向けて、県内における先駆的モデルを構築し、その普及を図るなど、市町や関係団体等と連携し、その振興・発展を支援していきます。

(7) NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進

平成28年のNPO法の改正では、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等によりNPO法人がより迅速に設立可能となる一方、貸借対照表の公告の義務化や、内閣府運営のNPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大も行われたところであり、適切に施行されるよう指導や周知を図っていきます。

また、寄附税制の優遇措置を受けられる認定制度については、NPO法人の大きな課題である資金不足を解消し、活動の充実を図っていく上で大変有効な制度ですので、取得促進に向けて研修会の開催等を行っていきます。

(8) クラウドファンディング等寄附促進の仕組みづくり

営利を目的としない公益活動を行う県民活動団体にとって、経営・財政基盤の安定化を図ることは大変重要な課題であり、特定の財源に依存しない財政面での自立につながる寄附金は貴重な財源の一つとなっています。

一方、住民意識の高まりや情報技術の急速な発展に伴い、自らの意志を活かすことのできる遺贈寄付やクラウドファンディングに注目が集まっています。

このため、県民活動団体においては、寄附者から共感を得、寄附が得られるような質の高い事業活動や効果的な寄附募集などが求められており、県としては、そうした取組を支援するとともに、寄附募集に関する先進事例の情報提供、研修会の開催やファシリテーターの育成等により、寄附促進の仕組みづくりを進めていきます。

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

県民活動団体が地域の様々な課題を解決するには、県民活動団体と他の主体が相互に連携しながら質の高いサービスを提供できるよう、協働を推進していく必要があります。

地域の課題が多様化・複雑化する中にあるのは、特定の主体だけでなく、行政や企業等、様々な主体と連携・協力していくことが効果的であることから、「あいかさねっと」の活用や、市町のコーディネート力の強化等により、多様な主体との協働を推進します。

【評価指標】

名称	現状値	目標値
「あいかさねっと」への登録件数（団体、企業、個人）	633件 《平成29年(2017年)末》	(今後調整)

(1) コーディネート機能の強化と協働推進の環境づくり

ボランティアのマッチングや、多様な主体との協働の推進、市町のコーディネート機能の強化を図るとともに、県民活動支援センターにおいて、県民活動団体と他の主体との協働の取組を支援や、中間支援団体等における協働推進のための人材育成を行います。

また、県民活動団体との協働を進めるためのフォーラムの開催や、協働の先進事例の紹介等により、協働についての普及啓発を行います。

(2) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進

ボランティアに関する情報をインターネットで提供し、ボランティアをしたい個人・団体・企業とボランティアをしてほしい団体とをつなぐ「あいかさねっと」の利用促進を図り、ボランティアのマッチングを推進していきます。

(3) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進

県民活動団体との協働により効率的・効果的なサービスが提供できるよう、全庁的な共通認識を図り、各分野における施策、事業について積極的に協働を推進していきます。

また、県民活動団体に対して、必要な情報の公開・提供や、県の政策立案過程における県民活動団体の政策提案等の機会を確保するとともに、県職員に対しては、県民活動や協働に関する情報提供等を行い、職員の理解の促進を図ります。

(4) 市町との協働推進

県内全域で県民活動団体との協働を推進していくためには、最も身近な行政組織である市町が、地域の実情を踏まえながら、主体となって取組を進めていく必要があります。

このため、市町の自主性を尊重しつつ、協働の推進に向けて、県による各種支援や、市町との意見・情報交換や施策の連携、ノウハウの提供等を行うとともに、県民活動支援センターと市民活動支援センター等との連携を強化し地域における協働の取組が推進されるよう協力・支援します。

(5) 事業者との協働推進

事業者が県民活動のもつ創造性や先駆性に着目し、県民活動団体と事業者とが協働することで、双方の長所を活かした、より効果的な取組が期待できます。

協働を進めるに当たっては、相互に理解を深めることが重要であることから、事業者や県民活動団体に関する情報を発信するとともに、県民活動支援機関等と連携して、協働を推進するためのノウハウや事例紹介等の普及啓発や両者の協働を促進する環境づくりを行います。

(6) 大学等の高等教育機関との協働推進

大学等の高等教育機関は、豊富な知的資源や人材を数多く有しており、県民活動を自ら展開するほか、行政や県民活動団体等と連携することで地域の課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

また、学生に県民活動の機会の提供や、学生の自発的な活動が推進されるよう、支援・協力します。

(7) 多様な主体との協働による地域課題の解決

地域の課題が多様化・複雑化する中で、その解決を図るためには、県民活動団体と地域の様々な主体との連携・協力により取組を進めていくことが重要となっていることから、行政や事業者等との多様な主体との協働を推進します。

(8) 社会的インパクトボンドの活用による課題の解決

民間資金を活用した官民連携による社会問題解決の仕組みであり、社会的な利益を第一の目的とし、経済的な利益も同時に目指す「社会的インパクトボンド」は、社会的投資の手法として、また、県民活動団体における多様な資金調達の方法として注目を集めており、市町や関係団体等と連携し、その振興・発展を支援していきます。

1 推進体制

基本計画は県民活動を総合的・計画的に進めるためのものであり、関係施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、市町及び県民活動支援機関等と緊密に連携していきます。

(1) 庁内における推進体制

県は、知事を本部長とする「山口県県民活動推進本部」において、基本計画に基づく県民活動に関する県の施策について検討・調整を行い、庁内関係部局の連携を図りながら推進していきます。

(2) 山口県県民活動審議会

条例の規定に基づき、基本計画も含め、県民活動に関する重要事項を調査・審議し、施策についての建議を行います。

(3) 市町及び県民活動支援機関等との連携

県は、県民活動の促進に関する施策について、市町との連絡調整・情報交換のための会議の開催等を通じ、市町と連携して計画を推進します。

また、県民活動ネットワーク会議等を通じ、県民活動支援機関等と連携して計画を推進します。

2 計画進行管理

基本計画を着実に推進するため、毎年度、県民活動白書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会、市町、県民活動支援機関等から幅広く意見を聴きながら、基本計画の進行管理を行うとともに、基本計画に示す各施策や事業について、適正に評価し、その結果を施策に反映させていきます。

また、基本計画については、社会情勢の変化等を踏まえ、計画全体の内容を点検しながら必要に応じた見直しを行います。